

尾道市
計画相談支援・障害児相談支援
Q&A
《別紙》

令和8(2026)年4月版
尾道市地域自立支援協議会 相談支援部会

提出書類について(1)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方(令和8年3月末更新者)から適用

計画相談支援 地域相談支援	提出書類	新規	継続更新	変更		その他
フェイスシート		◎		◎	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定内容の変更 ・家族構成の変化(離婚・別居・死別など) 	
アセスメントシート		◎		◎		
サービス等利用計画案 週間計画案	1-1 1-2	◎	◎	◎		
サービス等利用計画 週間計画	2-1 2-2	◎	◎	◎		
モニタリング 週間計画表	3-1 3-2		◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定内容の変更 ・モニタリング期間の見直しは理由を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続更新、変更時以外の月は提出不要 ・実施月が変更となった場合は理由を記載
その他		セルフプランから相談支援利用、児から者へ含む				

提出書類について(2)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方(令和8年3月末更新者)から適用

障害児相談支援	提出書類	新規	継続更新	変更		その他
フェイスシート		◎		◎	・支給決定内容の変更	
アセスメントシート		◎		◎	・家族構成の変化(離婚・別居・死別など)	
サービス等利用計画案 週間計画案	1-1 1-2	◎	◎	◎		
サービス等利用計画 週間計画	2-1 2-2	◎	◎	◎		
モニタリング 週間計画表	3-1 3-2		◎	◎	・支給決定内容の変更 ・モニタリング期間の見直しは理由を記載	・継続更新、変更時以外の月は提出不要 ・実施月が変更となった場合は理由を記載
その他		セルフプランから 相談支援利用				

●留意事項

- ・提出が不要となった書類も、尾道市から提出を求められた場合はすみやかに提出すること。
- ・必要書類は保存年限到達まで事業所で保管しておくこと。

サービス等利用計画の期間について(1)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方
(令和8年3月末更新者)から適用

- ①計画相談支援給付費支給決定期間は、サービス支給決定期間の長い物に合わせる。
…サービス等利用計画案は、長いものに合わせた期間で(3年の支給決定のものがあれば3年で)作成する。
支給決定期間は社会福祉課・因島福祉課が調整し、決定する。

●支給決定期間が3年のもの

生活介護, 施設入所支援, 療養介護, 共同生活援助(GH), 就労継続支援A型, 就労継続支援B型(50歳以上)

●支給決定期間が1年のもの

居宅介護, 重度訪問介護, 行動援護, 同行援護, 短期入所, 自立(生活)訓練, 宿泊型自立(生活)訓練,
自立生活援助, 就労移行支援, 就労定着支援, 就労継続支援B型(50歳未満), 移動支援, 日中一時支援,
児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援

サービス等利用計画の期間について(2)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方
(令和8年3月末更新者)から適用

【サービス等利用計画案の優先順位】

- ①障害支援区分認定の有効期限
- ②サービスの支給決定期間の長いもの

…例えば、3年のものがある場合は3年。1年のものばかりの場合は1年。

- サービス支給決定期間が3年のものがある場合、相談支援給付支給決定期間は3年となるため、すべてのサービスの達成期間、達成時期は3年として作成する。

★例1)令和8年3月末更新の50歳の方が、「居宅介護(1年)」と「就労継続支援B型(3年)」を利用している場合。

障害支援区分認定有効期間	相談支援給付支給決定期間
令和8年4月1日～令和11年3月31日	令和8年4月1日～令和11年3月31日
令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※相談支援の決定期間は 区分の有効期限に 合わせて終了 する。

サービス等利用計画の作成について(1)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方
(令和8年3月末更新者)から適用

②現在「年中」と「高校2年生」の2月生まれの児童が更新手続きをする場合は、1年1ヶ月の計画案を作成すると、「1ヶ月」と「1年」の受給者証が発行される。
…モニタリングは、2月、更新後の9月、3月となる。
上記以外のパターンの場合は、受給者証に記載されてある通りにモニタリングを実施する。

●新旧比較表

	年中・高校2年生			年長・高校3年生		
現在	計画案を 1年で作成	2月	3月	8月	2月	3月
		更新	本計画	モニタリング	更新	本計画 終了モニタ
新	計画案を 1年1ヶ月で 作成	2月	3月	9月	なし	3月
		更新	本計画	モニタリング		終了モニタ

サービス等利用計画の作成について(2)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方
(令和8年3月末更新者)から適用

●注意事項

- 1) サービス等利用計画案の「利用者氏名」の上に「新年長」または「新高3」と記載。
- 2) サービス等利用計画案の右端「その他留意事項」の欄に「1年1ヶ月」と記載。
- 3) モニタリング月を記載。

●現行実施中

4月生まれの児童が4月から新規で「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」を利用する場合、1年1ヶ月のサービス等利用計画案を作成すれば、「1ヶ月間」と「1年間」の受給者証が発行される。

※利用開始後すぐの4月に更新する手間を改善するため、現行実施中。

サービス等利用計画の作成について(3)

支給決定日が令和8年4月1日以降の方
(令和8年3月末更新者)から適用

★例2) 令和8年2月末に、2月生まれの高校2年生(令和8年4月から高校3年生)が更新の手続きをする場合。

計画案	1年1ヶ月(令和8年3月1日～令和9年3月31日)で作成
受給者証	「令和8年3月1日～令和8年3月31日」と「令和8年4月1日～令和9年3月31日」の2枚発行
モニタリング	令和8年2月、令和8年9月、令和9年3月(終了モニタリング)に実施。令和8年3月は省略(令和8年3月1ヶ月間の受給者証にはモニタリング月は記載されない)。

★例3) 令和8年4月から、4月生まれの児童が新規で「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」を利用する場合。

計画案	1年1ヶ月(令和8年4月1日～令和9年4月30日)で作成
受給者証	「令和8年4月1日～令和8年4月30日」と「令和8年5月1日～令和9年4月30日」の2枚発行
モニタリング	令和8年4月、令和8年10月、令和9年4月に実施(新規のため)。